

「身体障害者補助犬法」を知ってください！

●この法律は、身体に障害のある人が身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴って社会で活動できるように支援することを目的に、平成14年5月22日に成立した法律です。

●この法律により公共施設や公共交通機関だけでなく、不特定多数の方が利用するあらゆる民間施設でも、身体障害者が補助犬を同伴することを拒否することはできなくなりました。これらの施設の管理者は、法律の趣旨、内容を理解するとともに、全ての職員に周知する必要があります。

●身体障害者補助犬法等の情報については、以下のホームページをご参照ください。
ほじょ犬ホームページ：
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/index.html>
（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課地域生活支援室）

★お問い合わせ先…各都道府県障害福祉担当課（身体障害者補助犬担当）



ILLUSTRATION: NAKANISHI FUTOSHI

発行：特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー

<http://www.jsdra.jp/>

このガイドブックは、独立行政法人 福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）の助成により作成したものです。

身体障害者補助犬法の概要

●平成14年5月22日に「身体障害者補助犬法」が成立、平成14年10月から国や自治体が管理する施設のほか、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関は、補助犬の同伴を拒んではならないとされました。また、平成15年10月からは、ホテル、レストラン、デパート、スーパー、コンビニ、映画館、劇場、病院など不特定多数の方が利用する民間施設についても、同様に補助犬の同伴を拒んではならないとされました。

●身体障害者補助犬とは、認定された盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です。

●補助犬の同伴を拒むことができるのは、補助犬を同伴することにより、施設に著しい損害が発生、又は他の利用者が著しい損害を受けるおそれがあるなど、やむを得ない理由がある場合に限られます。
例）病院の集中治療室や手術室のような特別衛生区域。遊園地などのアトラクションで安全確保のための装置（シートベルト・安全バー等）のあるものなど……

●補助犬はそれぞれに表示をつけています。（図参照）
身体障害者補助犬法に定められた通り、認定番号・認定年月日・犬種・認定をした団体名・連絡先などが明記してある表示を、外から見てわかるところに付けています。

●補助犬使用者が施設等を利用する際には、厚生労働省令で定める書類（身体障害者補助犬健康管理記録と、盲導犬使用者証又は身体障害者補助犬認定証）を所持し、関係者の請求がある時は、これを提示しなくてはなりません。

〇〇犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った 指定法人の名称	
指定法人の 住所及び連絡先	

身体障害者補助犬の表示



身体障害者補助犬法 （平成十四年法律第四十九号） （一部抜粋）

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第7条 国等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第8条 公共交通事業者等は、その管理する旅客施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第9条 前2条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（身体障害者補助犬の行動の管理）

第13条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

（身体障害者補助犬の衛生の確保）

第22条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。



ほじょ犬法ガイド 補助犬使用者の受け入れ方

発行：特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー

身体障害者補助犬ってなあに？

「身体障害者補助犬」とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の3種の犬のことをいいます。それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。日本では、約1000人の障害者が、補助犬と暮らしています。

盲導犬

視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートします。
道路交通法第14条に定める犬であって、政令で定めるハーネス（胴輪）をつけています。
使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教えてください。

介助犬

肢体不自由者の日常の生活動作のサポートをしてくれます。
物を拾って渡す・冷蔵庫や引き出しの開閉・着脱衣の介助などを行います。車椅子利用者だけでなく、介助犬の歩行介助で歩く障害者もいます。外から見てわかるように「介助犬」と書いた表示を付けています。



聴導犬

聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。
玄関のチャイム音・FAX着信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教えてください。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障害者であることに気がつくという効果もあります。



みなさんへのお願い

- 補助犬に食べ物や水を勝手に与えないようにしましょう！
使用者は与える食事や水の量、時刻をもとに、犬の排泄や健康の管理をしています。
- 補助犬がかわいいからといって、勝手に触らないようにしましょう！
ハーネスやケープをつけている補助犬は、たとえ待機中でも仕事です。
- 補助犬を呼んだり話しかけたり、口笛を吹いて刺激したりしないようにしましょう。
また、たとえ犬が苦手だとしても、むやみに騒ぎ立てるのはやめましょう。
- 身体障害者が補助犬とともに社会参加している光景が「当たり前」となるよう、あたたかく見守り、応援してください。



補助犬はどのように管理されています

補助犬は必要な予防接種を受け、適切に健康管理されており、社会参加できるマナーを身につけた上で、使用者がきちんと行動管理をしているので、周囲に迷惑をかけることは基本的にはありません。

- 補助犬の行動管理や衛生確保など、補助犬の管理責任は全てその使用者にあります。（身体障害者補助犬法 第6条・第13条・第21条・第22条）
- 補助犬は、使用者が指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。どのような場所をお知らせすればよいかについて、使用者に確認してください。
- レストランなどで食事をする場合は、周囲の邪魔にならないように、使用者の管理のもと、補助犬をいすやテーブルの下等で、伏せて待機させます。
- ホテルや旅館に宿泊する場合、和室では上がり口、洋室では部屋のすみなど、使用者が適当と判断したところで補助犬に待機するよう指示すれば、補助犬はその場所で静かに休めます。使用者の身近にいればこそ十分な管理ができますので、使用者の希望がない限りは、別室でお預かりする等の配慮は必要ありません。
- 電車・バス・飛行機・タクシー等を利用する場合、補助犬がシートなどを汚さないように、足元に伏せて待機させます。
- 補助犬の食事や排泄の世話は、基本的に使用者自身が行います。



補助犬の受け入れ方

補助犬使用者への接し方は、基本的に各障害者への対応姿勢ができていれば、それほど特別なことはありません。また逆に、補助犬がいるから使用者に何も援助をする必要がないということでもありません。必要な援助は使用者に確認してください。

- 補助犬同伴受け入れのために必要な特別な設備はありません。
- やむを得ない理由により補助犬の同伴が一部できない区域がある場合、その理由を使用者に説明してください。また、補助犬の待機場所については、使用者と相談してください。
- 他のお客様から苦情があった場合、「身体障害者補助犬法の存在」と、「障害者の自立と社会参加のための受け入れであること」を伝え、理解を求めてください。
- 「犬アレルギー」や「犬が嫌い」等の理由がある方は、その旨を遠慮せず職員にお知らせいただき、また、何かトラブルがあれば申し出いただくようにしてください。万が一、補助犬使用者を犬アレルギーや犬嫌いのお客様の隣席に誘導したことで苦情があった場合、使用者に事情を話し、そのお客様より離れた席に誘導するとよいでしょう。
- 補助犬が通路をふさいでいたり、周囲のにおいを嗅ぎ回ったり、その他何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬使用者にはっきり伝えてください。また、犬が汚れていたり、体調をくずしている場合は、同様にそのことを使用者に伝えてください。どのように対処すればよいか、使用者がいちばんよく知っています。
- その他、わからないことは直接補助犬使用者に確認してください。

